

第 28 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事録

1 日 時 令和元年 7 月 8 日（月）午後 1 時～午後 2 時 15 分

2 場 所 本場 業務管理棟 16 階大ホール

3 出席者

（委 員）加藤会長、竹下委員、藤田委員、本間委員、植田委員、中島委員、橋爪委員、山橋委員、牛山委員、金子委員、高丸委員、田中委員、今井委員、古家委員、今里委員

（以上 15 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、得能本場長、更家東部市場長、中尾設備・施設担当課長、木村食品衛生検査所長、西東部市場食品衛生検査所長

（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

○その他

5 議 事 録

（司会）

皆様、定刻が参りましたので、ただいまから、第 28 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場担当係長の岡田でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

本日は、省エネルギー行動の推進のため「エコスタイル」の軽装とさせていただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

本運営協議会は、卸売市場法第 13 条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています「名簿」のとおり 17 名で構成しており、現時点で 15 名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例施行規則第 96 条に基づき成立いたしておりますことをご報告申しあげます。

また、本運営協議会は、本市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、会議録等については、ホームページなどにより公開することになっておりますので、よろしく願いいたします。

傍聴の皆様には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「資料 大阪市中心卸売市場業務条例改正の方向性」並びに「参考 ヒアリングの主な意見」となっております。

なお、新たに委員にご就任いただきました方におかれましては、名簿の右端に一重の丸印をつけさせていただいております。

それでは、本日ご出席の委員の皆様を、私の方からお名前のみご紹介させていただきます。

まず、本運営協議会会長の加藤会長です。

続きまして、名簿順にご紹介させていただきます。

竹下 委員です。

藤田 委員です。

本間 委員です。

植田 委員です。

中島 委員です。

橋爪 委員です。

山橋 委員です。

牛山 委員です。

金子 委員です。

高丸 委員です。

田中 委員です。

今井 委員です。

古家 委員です。

今里 委員です。

なお、大阪市立大学の上田委員、東果大阪株式会社の吉川委員、におかれましては、御都合により、欠席となっております。

本市側の出席者につきましては、お手元の配席図に記載させて頂いておりますので、個々の紹介につきましては、省略させていただきます。

本市を代表いたしまして中央卸売市場長の田端よりごあいさつを申し上げます。

(田端市場長)

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました中央卸売市場長、田端でございます。

本日は、本場・東部市場運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内のとおり、通算で第 28 回、この法改正に係わっては、昨年 9 月に開催いただいたから、今日で 3 回目になります。今年度、令和になって初めての運営協議会でございます。

皆様方におかれましては、本場・東部市場の円滑な運営に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

先月の末の G20 大阪サミットは、史上最大規模で開催されましたが、警備、規制の方も史上最大規模でした。開催にあたっては皆様方には格別のご理解、ご協力を賜り、おかげをもちまして円滑に閉幕に至ったと思っています。特に、集荷、配送面において、格別の対応や工夫、ご協力をいただいたことを改めてお礼申し上げます。

市長の方から皆様方にメッセージを出させていただけますので、簡単にご紹介いたします。

「皆様には交通規制等により多大なご不便をおかけしましたが、マイカー自粛、電車利用、業務用車両の運行調整などへのご協力により大きな混乱もなく無事開催できたことを心よりお礼を申し上げます。」中略いたします。「この成功を一過性のものに終わらせることなく、2025 年大阪関西万博や MICE（マイス）誘致などにつなげ、大阪経済のさらなる発展、国際都市大阪としての発展を図ってまいりたいと考えております。」ということでございます。本当にありがとうございます。

今日の運営協議会でございますけれど、来年 6 月から改正された市場法が施行されます。今日はいわゆる法に定めが無くなった「その他の取引ルール」を中心にご説明させていただいて、次回、できれば 9 月頃と思っておりますけれど、次回の運協では、条例改正の全体像をとりまとめてお示しをしてみたいと思っております。

今日は限られた時間ではございますけれど、どうか有意義な会議としていただきますようお願いいたします。開催にあたってのお礼とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

(司会)

これより、業務条例施行規則第 95 条に基づきまして、議事の進行を加藤会長にお願いいたします。加藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤会長)

それでは議事の司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「業務条例改正について」ということで、「大阪市中央卸売市場業務条例改正の方向性」についてということでございます。

それでは、早速、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(中野部長)

企画運営担当部長の中野でございます。

私の方から資料に沿いましてご説明の方をさせていただきます。座らせていただきます。
議案の「業務条例改正について」についてご説明させていただきます。

資料「大阪市中心卸売市場業務条例改正の方向性」という資料をご覧ください。

まず、「1 経過」についてでございます。

昨年9月25日に開催した運営協議会におきまして、平成30年6月に公布されました改正卸売市場法の概要及び運営協議会の今後の進め方についてご説明させていただきまして、平成30年10月から11月にかけて、専門委員とともに取引参加者の皆様へのヒアリングを実施させていただきました。

平成31年1月21日開催の前回の運営協議会では、そのヒアリングの結果と本市の今後の検討の視点・方向性について説明をさせていただき、以降、市場の活性化、市民の利益を視点といたしまして、業務条例改正の方向性について検討を進めてまいりました。

そのうち、法で定めがなくなりました「その他の取引ルール」につきまして、今年3月から、卸・仲卸業者の皆様方に、本市の方向性の案をお示しさせていただき、その後も継続的に意見交換等を実施させていただいたところでございます。

このような経過を踏まえ、本日の運営協議会におきまして、その他の取引ルールを中心とした条例改正の方向性を提示させていただきたいと存じます。

次のページ、2ページをご覧くださいと存じます。

「その他の取引ルール」についてでございます。(1)「その他の取引ルール」の検討の視点等について、①でございます。法改正の背景でございますが、ここに記載させていただいてますのは、国が示している法改正の背景を掲載させていただいております。これにつきましては、前回の運営協議会でもご説明させていただきましたので、ご説明の方は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、②本市の検討の視点でございます。市場の活性化、市民の利益、これを柱といたしまして視点をお示ししておりますが、こちらにつきましても、前回の運営協議会でご説明させていただきましたのでご説明は省略させていただきます。

続きまして、3ページの方をご覧くださいと存じます。

③「その他の取引ルール」を条例等で定める場合の要件等についてでございます。

改正法で定めが無くなりました第三者販売の禁止、商物一致の原則など、いわゆる「その他の取引ルール」、これをですね、特別な理由があつて条例で定めようとする場合、改正法に定める要件・手続きといたしましては、「共通の取引ルールに反しないこと」、「取引参加者の意見を聴いて定められていること」、「定められた理由が公表されていること」となっております。

また、その下の枠組み、基本方針に定められている考え方でございますが、この基本方針は農林水産大臣が定めたものでございます。この基本方針におきましては、取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表するなどにより今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す

等の活性化事例が示された上で、このような観点からルール設定を行うこととされているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

(2)「その他の取引ルール」についての意見等でございます。これにつきましては、4ページから6ページにつきまして、改正法で定めがなくなった「第三者販売の禁止」、「商物一致の原則」、「直荷引きの禁止」のこの3つの「その他の取引ルール」につきまして、今年3月から実施した意見交換等で、卸・仲卸業者の皆様から頂いた意見も含め主な意見に対する本市の考え方を記載しております。

まず、4ページの①第三者販売の禁止についてをご覧くださいと思います。

そこに掲載させていただいてますが、主な意見といたしまして、卸売業者の皆様からは、仲卸の役割が大きく機能している。また、卸が仲卸が担っている業務をすることは現状の流通量から考えれば不可能に近いなど、仲卸の機能・役割は重要であり、法改正後も取引は大きく変わらないというご意見などをいただいております。

仲卸業者の皆様からは、第三者販売の禁止が無くなると仲卸を通さなくなるのではないかと、荷が少ないときに市場に荷が集まらなくなるなどの強い懸念を踏まえたご意見がありました。

本市といたしましては、流通構造の変化や商社など市場外の事業者との競争などが、今後ますます激しくなると予想される中、取引の自由度を高め、集荷力・販売力を強化していくことが重要と考えておりますが、市場内では卸売業者から仲卸業者への卸売が市場機能を維持する基本であると考えております。また、卸売業者からは法改正後も仲卸との取引は大きく変わらないと示されており、卸・仲卸業者が共存共栄することは十分可能と考えているところでございます。

しかしながら、仲卸業者の皆様からの強い懸念もございますので、後程詳しくご説明いたしますが、卸売業者と仲卸業者と開設者が協議の場を設定し、公正な取引環境を確保していくことなどで対応してまいりたいと考えております。

次に、5ページの②商物一致の原則についてでございます。主な意見といたしまして、卸売業者の皆様からは、現状の流通状況や輸送事情、鮮度保持の観点から更に商物分離が必要であるが、価格形成機能が発揮できない状況が起こることは考えられないというご意見をいただきました。

仲卸業者の皆様からは、市場で一番大事な価格形成機能は、現物を見て正当な価格をつけないと荷が集まらなくなるというご意見がありました。

主な意見に対しまして、本市といたしましては、流通の効率化や鮮度保持の観点から商物分離は、今後は例外として認められているよりもますます今後必要になると考えており、また、せり機能等を維持していくなどにより、商物一致の原則を定めないといたしましても価格形成機能に大きな影響は生じないというふうに考えております。

続きまして6ページの③直荷引きの禁止についてでございますが、主な意見といたしましては、卸売業者の皆様からは、すべての消費者の要望に沿う品揃えはできないというご意見

をいただいております。仲卸業者からも、数量の充足と品揃えのために、直荷引きは必要というご意見などいただいております。本市といたしましても、直荷引きを禁止しないことにより、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応が可能になり、市民の利益にもつながるといふふうに考えているところでございます。

続きまして、7ページの方をご覧くださいと思います。

ただいまご説明させて頂いたご内容を踏まえまして、(3)「その他の取引ルール」についての本市の方向性を示させていただきます。

そちらに記載させていただいておりますが、本市市場が、将来にわたって市民等消費者に生鮮食料品等を安定的に供給するという目的を果たし、市民の満足度を高めていくためには、多様化する食品流通構造の中で、市場取引の優位性を確保し、市場を活性化していく必要がございます。そのために、卸・仲卸業者の取引の自由度を高め、集荷力・販売力を強化するとともに、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応などにより市場の活性化をめざすこととしております。

このようなことから、改正法に定めがなくなりました第三者販売禁止、商物分離、直荷引きなどのこういった「その他の取引ルール」につきまして、条例では定めない方向性で考えております。

8ページをご覧ください。

改正法施行後の3公正な取引環境の確保についてでございます。まず1つめの「法で定める共通の取引ルール」でございますが、国が定める「卸売市場に関する基本方針」等におきまして、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、そこに記載してございます①～⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことによりまして、高い公共性を果たしていくことが期待されると定められております。

そのため、その下の「業務条例に卸売市場の公共性等を明記」という段でございますが、ここに書かせていただいておりますように、業務条例に卸売市場の果たすべき役割、機能などの公共性等を明記する中で、卸売業者、仲卸業者等の役割などを規定することを考えているところでございます。

次の、その下の四角囲みですね、「事業者間の情報共有・連携強化の促進を図る」についてでございます。先ほどの第三者販売の禁止が無くなることへの仲卸業者の皆様からの強い懸念もございましたが、卸売業者、仲卸業者、開設者、この3者が公正な取引環境を確保するための協議の場を本場・東部市場ごとに青果・水産別に設定し、取引状況の情報共有や市場の発展・活性化のための意見交換などを行い、事業者間の情報共有・連携強化の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、9ページをご覧くださいと存じます。

4「法律に定めがなくなった業務の方法」についてでございます。

改正法におきまして定めがなくなった業務許可、せりの参加などにつきましては、取引の秩序維持のため、一定のルールを定めるという方向性を考えております。

具体的には、(1) 業務許可でございますが、卸売業者、仲卸業者、売買参加者の参入に制限を課しまして、参入要件につきましてはそれぞれの現行の基準を基本とすることとしております。

次に(2) せりの参加についてでございますが、引き続きせり参加者は、仲卸業者・売買参加者に限定することとしておるところでございます。

続きまして、10ページの方をご覧いただきたいと存じます。

5 大阪市中央卸売市場業務条例改正に向けて引き続き検討を行うもの(例)でございます。

「卸売業者の公表事項」では、取引条件の公表内容として、そこに記載させていただいてます、営業日・営業時間、委託手数料・奨励金の交付基準等がございます。また、予定数量ですとか、取引結果などもございます。それ以外にもですね、「決済の方法」、「売買取引の方法」、さらに「開設者への報告事項」といたしまして、予定数量、取引結果等、そういったものがございます。これらにつきまして、関係者の皆様のご意見もお聴きしながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、6 今後のスケジュールでございますが、次回運営協議会を9月頃に開催させていただきまして、条例改正案についてご審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(加藤会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明では「その他の取引ルール」、第三者販売、商物分離、直荷引き等の規制については定めないという方向性は示されたわけですが、この点について委員の皆様のご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

それではよろしく願いします。

(金子委員)

後ほど、「取引ルール」、「その他の取引ルール」の件で、質問があるのですが、その前にですね、この「その他取引ルール」に今回いきなり入っておられるのですが、前回のこの会合で確か、100年、150年先の市場どうするんだ、というご意見もあったと思うんですが、この市場の活性化とか市民の利益を柱に検討するとされてますが、大阪市が大阪市中央卸売市場の将来をどう描こうとしているのかが全然見えてこないわけですので、この辺のところ、将来をどのように考えておられるのかということ教えていただきたいと思います。

よろしく願いします。

(中野部長)

前回の運営協議会でお話しさせていただきましたのは、今回の条例改正に対してどういふふうな対応をとっていくかということで、先ほど、150年、200年ということをお仰っております。

れたのですが、まだそこまでは申し上げられておりませんで、数十年先ということで、お話を、ご説明をさせていただいたかと存じます。

当然、今回の法改正につきましては、今までいろんなことが卸売市場で規制されて、安全、安心な生鮮食料品を市民の皆様に安定して供給するという大前提で、いろいろな厳しいこれまでの食糧事情の中です、作られた法律、そういったものに従って卸売市場が明記されてきたところがございますけれど、今回の国の法改正につきましては、いろいろな流通構造が変わってきているというようなことがございまして、それに即した形、現実に実際の卸売市場を合わせていきながら、より活性化するという方向で今回の法改正がなされたというふうに私どもは理解しているところでございます。

当然、この西日本で最大、大阪市の市場、本場、東部市場ございますけれども、やはり西日本でこの本場、東部市場、重要な拠点だというふうに考えております。日本各地からですね、あるいは世界から多くの生鮮食料品が集まりまして、それを市民の皆様に、あるいは府民、近畿圏の皆様にしっかりと供給する、それが大阪の中央卸売市場の役割だというふうに考えておりますので、この位置づけにつきましては、引き続き、30年、50年あるいは100年、200年、そういったものが続いていく、続けていかなければならない、というふうな考えを持って今回の法改正にあたっていきたいというふうに考えているところでございます。

(加藤会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いします。

(金子委員)

本日、先ほどのご説明の中の7ページの「その他の取引ルール」、第三者販売、商物分離、直荷引きの規制は定めないという方向性が示されたわけですが、我々の要望といたしましては、第三者販売の原則禁止事項については、あくまでも条例で定めていただきたいというのが希望でございます。

従来、我々、中央市場はですね、小売業界のニーズに応えるために、卸売会社と仲卸が協力して、それぞれの役割を果たしてきたわけですが、少なくともそのような中で、第三者販売を自由化することになりますと、その関係性が崩れる可能性を秘めているものと考えております。

例えば本来大阪に来る荷物が、他府県に行ったりした場合ですね、大阪市民にわたる商品がその分少なくなると、結果として価格が高騰し、市民の利益が少なくなるのではないかなというふうに考えております。

本日お集りの皆様方におかれましては、市場流通のプロとしての常識のある方々でございますので、当面は秩序を守り取引が行われるかと思いますが、今ここで自由化してしまうと、何十年先の将来に禍根を残すことになるんじゃないかと考えております。

大阪市中央卸売市場は、あくまでも大阪市民の利益を優先し、その中で市場の活性化を図らねばならないと思います。

今後とも大阪市中央卸売市場が、大阪市民のために生鮮食品を安定的に供給していくためにも、卸の第三者販売の原則禁止事項は条例で定めていただきますよう切にお願いいたしますところでございます。

以上でございます。

(加藤会長)

ただ今の金子委員のご発言は第三者販売を禁止というのは条例で位置づける、こういうことで理由が示されたんですけども、ちょっと分かりにくかったものですから、先ほどの事務局からの説明にありましたように「その他の取引ルール」を定める場合には卸売市場の活性化を図る観点からルール設定を行う必要があるということで、ただ今の金子委員は第三者販売が自由化された場合には大阪市内に入ってくる荷が必ずしも入らなくなって、市民に対して安定的な供給ができなくなる、こういうようなご発言だと理解したんですが、それでよろしいですか。

第三者販売を原則禁止することの理由について、先ほどありましたように卸売市場の活性化を図る観点からもう少し説明していただければと思います。

よろしくをお願いします。

(金子委員)

卸売市場というのは、小売業界の方々がお客さんでございまして、その方々は一般消費者のニーズに応えるためにほんとに日々努力されて品揃え、数量の確保等々をされておられます。

そのことを我々仲卸が受けて、いろんな業務をしているわけですが、その品揃え、数量の確保におきましては、卸売会社様に頼らざるを得ない状況にございます。

この部分があつてですね、初めて卸売会社様と我々仲卸会社が一致協力して、その小売業界のニーズに応じていけるというふうに考えております。

そのような中でですね、仮に第三者販売で、今すぐどうこうならないにしても、将来的に、例えば他府県の大口小売業者がですね、卸売会社取引を申し入れてきた場合、果たしてその卸売会社様がそれを断れるのか、断れない場合、当然取引が始まるわけですが、そうなりますと我々が納品しているそういう取引先とバッティングするケースも将来的には出てくるかもしれません、そうなりますと今本当に良い関係で卸売会社様とは市場の発展のために一生懸命取り組んでいるわけですが、今までのような状況にもし万が一、もしなってくると、非常にその関係が崩れてしまうんじゃないかと、そういう懸念があるわけですが。

それとあわせてもう一つ、最後ですね、この4ページ目にあります「主な意見に対する本市の考え方」というところの2行目にですね、「取引の自由度を高めるが、市場内においては、あくまでも卸売業者から仲卸業者への卸売を基本として市場機能を維持」というふうに書かれております。

卸売業者から仲卸業者への卸売を基本と書かれているわけですから、当然これ、条例で書いておいても問題じゃないのではないかなというふうに解釈しておるんですが、よろしくお願ひします。

(中野部長)

ただ今の金子委員の方からいろいろご質問いただいたところでございます。

今回の法改正では、第三者販売の禁止と申しますのが法で謳われなくなっております。

制定されていない、基本的には第三者販売をしても構わないというのが基本になっているところでございます。

その中で私ども、卸の皆様、それから仲卸業者の皆様にもご意見をお聴かせさせていただきました。

先ほどご説明させていただきましたように、やはりこれから、さらにですね、商社ですとか、あるいは市場外の業者の皆様と卸売業者は競争していく、そういった状況にますます晒されていくというような状況になってくる、というふうに私ども想定をしているところでございます。

そういった中で、例えばですね、先ほど金子委員、事例を出していただきましたけれど、他府県のそういった量販店の方に卸売をするんじゃないか、禁止してもらえればそれはしなくて市場の中だけというようなことかと思えますけれども、もし禁止をしたら卸はそういった量販店に、市内以外の量販店に売ることができないということになります。

そうしますと、そういった量販店は、そうしますと自由にできる、例えば商社ですとか、あるいは他の自由な市場の卸にそういった品物の発注する、ということも考えられる、想定されるところでございます。

そうなりますと、他の商社、市場はどんどん取扱量は上がって行って、産地にも大量の仕入れをすることになりまして、発言力が増すというようなことも考えられるわけではございますけれども、そういったのがどんどん逆に言いますと、取引がなくなっていくと、自由度がないと、市場しかおいてはダメだと、市場内でしかダメだというようなことになりまして、そういったところがどんどん、どんどん他に、市場外に、卸、他の卸、商社にとられていくということになりますので、そうなりますと、逆に産地から入ってくる量も減っていくのではないかと、というようなことになります。

そうなりますと、自然、当然、仲卸業者の皆様にも販売する、卸売する荷が少なくなってくるのではないかと、というふうに想定されるところでございます。

そうなりますと、全市場の活性化というよりも市場の衰退に繋がるのではないかというふうに私どもは考えておまして、そういった意味からも、やはり第三者販売の禁止というものの規制は法どおり条例には規定しないということで、市場間競争、あるいは市場外での競争、それに卸さんが打ち勝っていただいて、できるだけ多くに荷をこの本場・東部市場に集めていただいて、仲卸の皆様、仲卸の皆様を中心に販売していただくということが我々望んでいるところでございます。

以上でございます。

すみません、もう一つですね、取引の自由度を高めるけれども、市場内においてはあくまでも卸売業者から仲卸業者への卸売を基本ということについて、条例でこれを書いてほしいということでございますけれども、それにつきましては8ページの公正な取引関係の確保の中のこの「業務条例に卸売市場の公共性等を明記」という中で、卸売業者や仲卸業者等の役割を規定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(金子委員)

先ほどご答弁あったところでございますが、卸売市場というのは、卸売会社と仲卸が本当にタグを組んでですね、お客様に最高のサービス、品揃え、数量の確保、等々していかなければならない市場でございます。

先ほどから外部の参入って話がありましたが、例えば商社等につきましては、青果業界の生産のほうに入ってきていないのが現状であります。

以前に何回かチャレンジされたようですが、やはり青果という特殊な生産の状況から考えてかなり難しいと。

輸入商品については、当然商社の方が輸入して、それを販売されているわけですけど、あと、その他の卸売会社が売込みをしていた場合ということですが、これは単純にですね、卸売会社が売込まれたら、すぐそこになびくかというたらですね、その卸と仲卸が連携して、仲卸は仲卸でそのお客さんのニーズ、それこそ流通確保も含めて、いろんな細かいことも含めて、サービスを徹底してやっていく形さえとっておればですね、そういうところにも十分打ち勝っていき、またそれが市場の活性化に繋がってくるものと考えておりますが、いかがでしょうか。

(中野部長)

確かにですね、市場内におきまして、卸売業者、仲卸業者の皆様、卸・仲卸が市場の両輪で、卸・仲卸が連携しながらですね、やっていかないと市場の活性化には繋がらないというふうに私ども思っております。

で、それは当然、外の例えば量販店の方ですとか、あるいは小売の方々、そういった方々に対して両輪となって販売先を開拓していく、あるいは数量を伸ばしていく、そういったことが当然必要だというふうに思っているところでございます。

ただ、必ずしも量販店、あるいは小売の皆様がですね、すべて卸、仲卸さんを通じて買いたい、あるいは市場を通じて買いたいというのを、卸さん、仲卸さんの両輪の中で買いたいというようなことにはならない場合もございます。

そういった場合にはやはり自由度を上げておく、本来であれば、やはり仲卸さんを通じて私も買っていきたい、買っていただきたいというふうに考えておるところでございますけれども、ある程度、これから自由化されていく中で、いろんなことに対応ができるような形を整えておくということも私どもの使命だというふうに思っておりますので、基本は先ほどの資料にも掲載させていただいておりますように、卸さんが仲卸さんにこの市場内で販売して、そのうえで市場から仲卸業者を通じて買っていただくということが一番私どもはいい方向だと思っておりますけれども、なかなか今後そういったことにもならない部分も出てくるかと思っておりますので、今回は自由度を高めておくという方向にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

(加藤会長)

他の委員の方のご意見も頂戴したいと思うんですけど、卸と仲卸が連携しながら、あるいは機能を強化しながら、さらに卸売市場を活性化していこうという意味では、事務局も金子委員も同じことを主張されていると思うんですけど、そのアプローチの仕方というか、接近の仕方がやや異なっているように思われます。今回の法改正は、もともとは規制改革推進会議、専門家の藤田委員にまた補足していただきたいんですけども、そこから問題が発覚して、農業の流通改革が狙いで、卸売市場に委託販売ということではなくて、流通業者、加工業者に直接販売することまで考え、そういう中で、生鮮食料品流通の合理化を実は規制改革推進会議は打ち出したわけですね、その流れの中で法改正が行われて、取引の自由化、だから今までのような例えば第三者販売、それから商物一致、あるいは直荷引き、こういう規制は基本的に自由化したらどうだろう、というような方向で打ち出された法律で、具体的には、それぞれの市場において状況は異なるので、一律国が決めるというのは問題がある、規制緩和という大きな流れの中で、具体的な状況に応じて規制を今までどおり維持するのかどうかということについては、開設者が条例で定めるというような対応を示したことが主なんです。

大きな流れでいうと、従来の生鮮食料品流通というのは卸売市場という大きな役割があって機能していた。

しかし、市場を取り巻く環境が変化する中で、必ずしも従前な機能発揮ができてなくて、正直なことをいうと市場経由率っていうのは下がっているんじゃないかと、市場経由率が下がっているという状況を鑑みて、もっと活性化することによって卸売市場を活性化し、100年

先か50年先か分かりませんが、機能を発揮してというような流れの中で出てきたことだと思うんですね。

ですから、基本的には今まで規制をかけすぎたところがあって、取引の自由が損なわれている部分があって、そこを改革することによって、卸売市場は発展してほしい、という大きな流れの中でつかまえるか、あるいは既にその中で卸さんと仲卸さんがうまくやっているんで、いわばこのパイを一定にした中で、今までどおりやっていくか、あるいは今までの規制を取っ払った中で、卸と仲卸さんが切磋琢磨しながら、新しい卸機能の強化をめざしていくかみたいな、大きな方向の考え方の違いがあるんじゃないかと、事務局と金子委員のご意見をお伺いしながら思った次第なんです。他の委員の方もいかがでしょうか。

<発言なし>

(加藤会長)

そうしたら、東部の青果卸さん、吉川委員…、今日は残念ながらご欠席ということで、この点について卸さんがどのように考えているか、事務局からご紹介いただけませんか。

(田端市場長)

はい、今年の3月以降、一定の方向性、一定の方向性というのは、「その他ルール」は現在のところ特に定めなかつもりですと申し上げて、ご意見を聴いてまいりました。

特に仲卸さんの方から強いご懸念とか反対の声がございましたので、私ども卸さんの方に仲卸さんからこういうご意見とか不安の声が強いんですけどいかがでしょうか、ということでご照会もさせていただきました。

今日、東部市場青果卸の吉川委員がご欠席ですけれど、仲卸さんとの取引について、文書でお答えをいただいています。

ご紹介をいたします。

「これまでの取引が特段変わることはない。卸売業者、仲卸業者がより一層情報交換をし、それぞれの機能を活かし、効率的な取引を推進していくことが市場の発展に繋がる。同じ市場の競争相手ではなく、パートナーと考え、市場流通の拡大を図っていくことが重要である。卸、仲卸を問わず競争力がある市場に向け、今後の事業を取り組むことで市場として生き残れる。」

これは法改正を踏まえての仲卸との関係についてのお答えです。

「その他ルール」を定めないと前提でのお答えです。

(加藤会長)

パイ全体を増やしていくということですか、市場流通の拡大といわれましたかね、それから競争力のある市場をめざして、競争力のある市場をめざすと、取引をある程度自由にすることによって切磋琢磨する、あるいは卸だったら集荷力を増やしていく、で、仲卸がその増やした集荷に基づいて、取引先に対して、仲卸が頑張ることによって荷受の集荷を支える、こういうのがスパイラル的に拡大していくイメージでしょうか、これをできることであれば、機能強化することで実現する。

これが大阪市の卸売市場がめざすべき方向性なんだというようなことでよろしいですか。他にご意見ございますか。

(金子委員)

私、決してその、今すぐそういうことが起きるかどうかわっているのではなくて、確かに今おっしゃっていたように、いいスパイラルになればいい状況になろうかと思えます。

ただ、これ一旦自由化ということになってしまうと、未来永劫そうになってしまうわけでございまして、何十年先に今ここにおける私も含めて委員の方々がいなくなった時代に、さてどうなるんかということ考えた場合に、やはり不安になるということが先ほどから申します部分が多分に含まれておりますので、将来の、遠い将来の卸売市場が活性化するための最低条件は、やっぱり私の申します原則禁止ということは堅持していただきたいというのが私の意見の最後でございます。

以上です。

(加藤会長)

はい、ありがとうございました。

将来に対する懸念といたしますのはですね、取引を自由化するといったことになりましたと、国も規制は撤廃した。

じゃあ、その市町村といたしますか、開設者が条例で規制を定めるかどうかということなんですけども、基本的には開設者である市の条例では定めない、市も実は事業者さんの皆さんに自由な取引をするということをむしろ促進したい、ただし懸念されるようないろんな問題も起こるかもしれないので、その部分については事業者の間で、ある程度情報交換する、意見交換するなりしてルールを定めてもいいんじゃないかというようなご提案が、先ほどの中に含まれていたように思われるのですが、その点については、何ページになるんですか、その点についてちょっと事務局、再度ご説明いただけませんか。

(田端市場長)

金子委員から150年先、200年先というご質問があったんですけど、まずはこの改正法を受けて、改めて国の方に大阪市の中央卸売市場の認定申請をする必要があります。

ですから、今まで開設区域があって、自治体が開設、運営をするということだったんですけど、法の改正を受けて、見た目は引き続き大阪中央卸売市場が継続しているというふうにはなるんですけど、改めて大阪市として、民営でもできる中で、中央卸売市場を開設、運営したい、その大阪が開設、運営する中央卸売市場というのは、こういう取引ルールの、こういうパッケージの市場ですと示すために、それを条例に定めていく必要がございます。

その条例についての考えですけれど、この間、市場の活性化と市民の利益という観点で検討を進め、ご意見を伺ってきました。

まず市場の活性化についてでございますが、この市場はやはり大都市圏における消費地を支える巨大市場ということですので、まずはしっかりと集荷をしていただく必要があるということが第一と思います。

集荷については、これは日々、卸さんの方でしっかりと集荷していただいているんですけど、我々の市場の外で流通構造とか流通環境が大きく変化してますから、それに対応しながら集荷していただかないといけない、そのためにはやはり取引の自由度、卸会社の裁量がある程度発揮していただき、今日的な状況に対応できるものになっていかなければならないと思います。

国の法律で規制されなくなった分野に条例で規制していくためには、それ相当の理由が要ると思います。

そういう観点でご意見を聴いてきたつもりですけれど、今日の4ページ、5ページ、6ページ、それぞれ我々の考えを書いていますように、こういう観点からやはり条例としての規制はせずに取引の自由度を持っていただきたいというのがまず市場の活性化に関しての考え方です。

そしてしっかりと集荷いただいて市場に入ったものについては、これは従来から、大正12年から続いている、この卸売市場の機能をしっかりと活かしていただいて、卸さんが仲卸さんに卸売をし、仲卸さんが消費者のニーズをきめ細かく受け止めていただいて、ニーズに合う形で分荷して配送していただきたい、このような開設者としての考えは条例の方に書かしていただきたい、と思っています。

我々といたしましても、取引に関するルールは要らない、不要というふうには思っておりません。

法律で規制されなくなった、我々も条例で規制する必要はないんじゃないかとは今思っていますけれど、必要なルールは、先程らい申し上げているように、本場、東部ごとに、水産、青果別に、開設者として情報交換、協議、お話し合いの場を制度として作っていきたいと思っていますので、そのような場で確認いただきたいと思っています。

そこでお互い必要な情報、どういう情報を出すというところからお話し合いになると思うんですけど、必要な情報を出して、それに基づいて意見交換していく、そこで法律にも書いていない、条例にも規制していないけれど、その時々卸、仲卸さんの間で確認すべきことを文書化したり、あるいはルール化したり、それが覚書になるのか協定になるのか分かりませんが、開設者といたしましては、それが市場内の差別的な取引に関わるとか、そういうもので

ない限り、お互いの確認事項に沿ってお取引をしていただいたらいいんじゃないかな、それが相対のお約束事ですから、きっちりと守られるべきお約束事と思いますし、その時々々の臨機応変に応じた実効性のある約束事になるんじゃないかな、そういうことが市場活性化に繋がっていくんじゃないかな、というふうに考えてます。

ですから、まずはしっかりと外の流通に対する形で大阪市の市場、卸売市場に卸さんに荷物を入れていただいて、入った荷物は卸さんから仲卸さんに卸売をしていただき、仲卸さんがしっかりと消費者に届けていただく、そのことがこの市場を恒久的に、大都市圏における消費地市場として、今回の改正法を踏まえながら活性化していく方向性であると考え、今日、ご提示している次第であります。

よろしくをお願いします。

(加藤会長)

事業者間の情報交換、あるいは連携強化、促進を図る場ということで、協議の場というのを大阪市が設定するというようなご提案がありましたけれど、この点についてご意見がありましたら、いかがでしょうか。

(金子委員)

今申されました、例えば取引委員会等ということで、それぞれ話し合っただけでルールを決めるということですが、これは今、ここにいる方々及び近い将来は可能かも分かりませんが、将来的にそれが果たして永続的にそういう話し合いの場が設けられるかどうかというのは甚だ疑問であります。

そういう意味では、やはり自由化ということになってしまいますと、やっぱり自由化ですから何が起きてもおかしくないというのが我々の懸念するところでございます。

もう一点、場長がヒアリングの時もしきりに申されておりました認定をもらうには、その他ルールを決める場合にはそれなりの理由が要るということをしきりに仰って、今日も仰ってましたが、この8ページじゃなくて、9ページですね、「法律に定めがなくなった業務の方法」について、というところにですね、例えばこの業務許可、これ法律による規制は廃止にも関わらず、業務条例で規制するってなっているんですよ、当然これは規制した方がいいと私も思います。

ただ、この理由はですね、取引の秩序維持のためと書かれております。

で、我々も以前から取引の秩序維持のために第三者販売の原則禁止をお願いしますと言ってきたことが半ば無視されてですね、この業務許可については、いとも簡単に取引の秩序維持ということが奪われているとして書かれて、業務条例で規制するとなっておるのは、この点はいかがなものなのでしょうか。

(中野部長)

金子委員からございました4の業務許可の法律による規制の廃止、いわゆる卸売業者の業務許可ですとか、仲卸業者の業務許可ですとか、あるいはせり、こういったものがですね、いわゆる取引、法律で定めております「その他の取引ルール」とはまったく違うものでございまして、この市場の運営上必要なものというふうに考えておりますので、取引とは別物というふうに考えているところでございます。

で、「その他の取引ルール」につきましては、基本的に今回の法改正で、法律が今まで規定していたものを、第三者販売の禁止ですとか、商物分離ですとか、そういったものは今まで規制されていたものを自由化するということで、国がその方向を示したものでございます。

で、一方でその市場内での、いわゆる業務の運営にかかること、これにつきましては確かに業務許可は、農林水産大臣が定めることはなくなりましたけれども、基本的には大阪市がそれに代わって実施すると、いわゆる開設者が実施するというようになっておりますので、その考え方を今回お示しをさせていただいているというところでございます。

その違いでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

(加藤会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見。

(高丸委員)

本場の水産の高丸といいます。

僕、今回初めてですので、前に出とったら失礼、聴いておりませんので。

この8ページにあります、市場の発展、活性化のための各事業者と開設者とで意見交換を行うとありますけど、これっていうのは、この事業者間で規則なり、要綱、要領に記載するというような意見交換の場ですか、それとも問題ありますねん、それで終わるか、そこをはっきりしてもらいたいところですよ。

これによってどちらもが発展するために市場の活性化のため、市場間競争に勝つため、いろいろな面でこれがいいなというところは開設者が規則なり、要領、要綱にあげていただける意見交換と考えてよろしいのでしょうか。

(田端市場長)

意見交換の場は、制度として作っていきたくて思っています。例えば条例にそういう場を設けると規定して、その条例を受けて規則なり、要綱できっちりと制度設計の部分を書き込んでいくということになると思います。

ただ、お話し合いの中身につきましては、こんなこと話し合うべきやとか、こういうこと確認すべきやとかいうことじゃなくて、ほとんど自由にお話し合いいただいて、そこで約束事

ができれば、いわゆる民々の関係の中で守っていただくと、そのような形になるかと思
います。

(高丸委員)

規則とかいろいろ出てくるのは、これはほんなら本場の水産と青果は別、本場と東部さん
は別という考え方でいいわけですか、これ。

いろいろ今まで、いろいろ規則、要綱ありましたでしょ、それなら各事業者、話し合いの結
果で決めれるということですか。

(田端市場長)

その仕組み、例えば本場、東部で作ります、水産、青果に分けて作りますということは、条
例に根拠を置こうとは思っておりますけど、その条例を受けて、規則か要綱で具体的に今申
し上げた4つの分野で作るとか、そういうのは規則、要綱で書いていくことになると思いま
すけど。

(加藤会長)

よろしいでしょうか、他に。

(藤田委員)

隣から何か言うてと目線が来ましたので一言申し上げます。

今日いろいろご議論というか、ご意見を伺ってみて、事務局の方で卸さんと仲卸さんのご
意見を長らく丁寧にヒアリングされたうえで本市の考え方という形でおまとめをされたのだ
ろうと思いますけれど、1つは今議論になっている第三者販売に関して、この協議の場とい
うふうな中身も、先程市場長からもお話ありましたけども、具体的にどういう方向、協議して
いったらいいのかということについては、今後、これからという感じなんでしょうし、そのあ
たりが果たして条例の持つ拘束力との関係とかでどれだけの意味を持つのかということにつ
いては、仲卸さんの立場から言えばなかなか不安だというご意見なんだろうなという気がし
ます。

そういうことからいえば、やはりこの本場というのは、国が自由度を、自由にしろと言っ
たわけですが、結局、開設者責任が非常に大きくなるのは間違いないわけで、特に本場の
卸さん、仲卸さん、東部も含めて、大阪の中央卸売市場というのは、開設区域の大阪だけでは
なくて本当に広域の消費者、圏域にかかるような今まで仕事を担ってこられた方々のご意見
だなという気がしますので、やはりそれぞれの立場で不安が払拭できないというところで、
なかなか強引にえいやっというのは難しいのかなという気がしますので、できるだけ可能な
限り、皆さんのご意見を汲みつくしたうえで、今日すぐという結論じゃないので、ちゃんと丁

寧にお互いの納得を得て、この大阪市の中央卸売市場の将来像というのを作っていった
だくのが一番いいのかなというようなことを率直には感じています。

あと、市場の将来ということでは、先程らい市場の活性化というような話があります
けれども、実はこの活性化って、地域の活性化という言葉もよく使うんですけども、活性化
の中身って一体何だということが最近よく議論になります。

おそらく高度成長期に言われたような市場の活性化とか地域の活性化というのは、多分人
口が右肩上がりで増えていって、生産なり消費も右肩上がりで増えていって、というような
ところでの活性化という話だったかと思うんですけど、なかなか日本の社会はそういう方向
には行っていないというのが1つ。あと世界的に見ると、実際には食料の生産が人口に対し
て逼迫していくので、今現在、日本に供給してくれているような海外の国々からもいつ来る
かどうか分からないというようなことがあるわけです。

そうすると、産地にとって本当に大事な卸売市場のあり方って一体何なんだってことなん
ですね、日本の国内農業にとって。

それが残っていかないと結局、消費者の安全安心とかいろんな期待に答えていくというこ
ともできないわけですし、これまで日本の農業とまさにこう表裏一体でスクラムを組んでこ
られた卸さん、仲卸さんを中心とする市場の機能が残るか、残らないかというようなことも
絵が描けないだろうなという気がします。

そういう点ではですね、国内の産地をいかにこの卸売市場の中に魅力ある流れを作ってい
けるのかという視点が本当の意味では非常に重要なんじゃないのかなという気がしています。

ちなみに今、JAもですね、全中もファーマーズ・マーケットというのを随分各地に整備
してきているとか思います。

市場流通の方から言わせると、市場外流通のあのファーマーズの動きというのはひとつ怖
いなというようなことをお考えになっていると思いますけど、今や試算によると全国のいろ
んな流通の1割強を占めるかもしれないというくらいの動きにはなってきているんですね。

全中はファーマーズを地域交流拠点というような位置づけを今回から明確にして、従来の
共販とは、市場のいわゆる市場流通の共販と並んで、やっぱりこう、消費者に対して、特に準
組合員である消費者に対して、どのように農協としての存在意義を訴えかけていくのかとい
うことで非常に重視をしまして、そんな中で結構面白い動きが、原点回帰というんでしょ
うか、消費者に産地を見せるというようなことを非常に力を入れて始めようとしている、フ
ァーマーズ・マーケットで体験とかいろんなことをやれるというように、交流できるように
とやろうとしている。

だから、そういうことからいけば、卸売市場なんか従来、その公益性というようなところ
が言われていて、消費者に対して食育を果たす役割があるのではないかというようなことも
非常に重視されていたわけで、昨今の取引の合理化の話になるとその辺の話がものすごく見
えてこなくなってしまうので、やっぱり本来、市場がどうなっていくのかというような
ことでは、日本産地の重要性みたいなものをちゃんとこう消費者に伝えるという役割

が物流と同時に情報提供にしても非常に大事だと、ここらあたりも含めて市場の将来については是非議論していただければありがたいかな、そんなことを感じました。

(加藤会長)

的を射た意見をいただきました。

2時に終わるという予定だったと思うんですけども、時間にもなりましたので、他にご意見がなければこれでご意見も賜ったということにしたいと思います。繰り返しになりますけども、今、藤田委員から卸売市場だけではなくて、ちょっと視点を広げて産地から見た卸売市場はどういうふうな役割を持つのか、あるいは市場間であるとか、新しい視点、切り口みたいな問題として提起されたんだなと思います。

できるだけ委員の皆さんの意見をくみ上げてということなんですけども、これは多数決で決めるわけではなくて、大阪市が基本的には方向性を示すということで、大阪市の立場としては、国が規制を取っ払った、そういう中であえて条例で規制をかけるということになると相当の理由をもって示さないといけない、特に市民に対して、規制をかけるだけの正当な理由があるんだということを示さないといけないということで、かなり慎重な判断を求められているなというのを改めて思いました。

今日のご意見を踏まえまして最終的な方向性を次回の審議会で提示していただくということで、その間に、事業者の皆さんと意見交換の機会があると思います。

引き続きご努力いただきまして、最終的な方向性を示す場に活かしていただきたいと思えます。

事務局、特にございませんでしょうか。

特に無いようですので、今日は長時間にわたり、予定を延長してご審議いただきましてありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議題については、これで終了したいと思います。

(司会)

ご審議ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

お忙しい中ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

【終了】